

国自安第140号
国自旅第220号
国自整第164号
平成25年 9月17日
一部改正 平成28年 6月30日
一部改正 平成28年11月18日
一部改正 平成29年 3月14日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえた「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）の制定に伴い、解釈及び運用について改正し、下記のとおり示すので、施行に当たっては、十分留意の上取り扱われたい。

記

I 局長通達関係

1. 局長通達 1. 通則関係

- (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号。以下「乗合局長通達」という。）及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号。以下「貸

切局長通達」という。) (以下これらを合わせて「局長通達」という。) 1.
(1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。

- (2) 局長通達 1. (2)に規定する「同一の違反」は、局長通達の別表第 1 及び別表第 2 に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合の局長通達 1. (2)における営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達 1. (15)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- (4) 局長通達 1. (8)の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。
- (5) 局長通達 1. (9)の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等で地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の実情に応じて構成するものとし、設置要領については、地方運輸局において作成するものとする。
- (6) 局長通達 1. (15)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第 36 条第 1 項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、

運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

(7) (6)の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達1.(15)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人（2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合

② 譲受人（2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

2. 局長通達2. 法令違反に係る点数制度関係

(1) 局長通達2.(4)②の「所要の措置」とは、局長通達1.(10)による措置その他行政処分の際に受けた指導内容に係る措置をいう。

(2) 1.(6)及び(7)の規定は、局長通達2.(7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

3. 局長通達3. 自動車等の使用停止処分関係

(1) 乗合局長通達3.(4)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数、停止対象となる車両等についての基準（以下「当該基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、局長通達3.(4)に係る停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

① 違反事業者の違反営業所等の違反車両

② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

- ③ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）
 - ④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）
- (2) 局長通達 1. (15)を適用して局長通達 3. の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
 - (3) 貸切局長通達 3. (7)イの「運行管理者が全く不在（選任なし）」について、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。
4. 局長通達 4. 事業の停止処分関係
- (1) 局長通達 4. (1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
 - (2) 局長通達 4. (1)②ロの「運行管理者が全く不在（選任なし）」について、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。
 - (3) 局長通達 4. (1)②ハの「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号。以下「告示」という。）の未遵守が 1 ヶ月間で計 31 件以上あった運転者が 3 名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。
 - (4) 乗合局長通達 4. (1)②ニ及び貸切局長通達 4. (1) ②ホの「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。
 - (5) 乗合局長通達 4. (1)②へ及び貸切局長通達 4. (1) ②チの「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整備管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。
 - (6) 局長通達 4. (4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
 - (7) 局長通達 4. (7)の規定により 7 日間の事業の停止処分をした後で、局長通達 4. (5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14 日間」とあるのは、「7 日間」とする。

- (8) 局長通達 4. (9)の規定により 3 日間の事業の停止処分をした後で、局長通達 4. (5)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14 日間」とあるのは、「11 日間」とする。
- (9) 局長通達 4. (8)の規定により 3 日間の事業の停止処分をした後で、局長通達 4. (6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7 日間」とあるのは、「4 日間」とする。
- (10) 局長通達 4. (9)の規定により 3 日間の事業の停止処分をした後で、局長通達 4. (7)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7 日間」とあるのは、「4 日間」とする。

5. 局長通達 5. 許可の取消処分関係

- (1) 乗合局長通達 5. (1)又は貸切局長通達 5. (1)若しくは 5. (2) の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 局長通達 5. (1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (3) 1. (6)及び(7)の規定は、乗合局長通達 5. (2)②及び貸切局長通達 5. (3)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

II 公表局長通達関係

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成 14 年 1 月 17 日付け国自総第 415 号、国自旅第 140 号、国自整第 138 号) 4. (1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供については、地域の実情に応じ、違反点数が 20 点を越えた事業者について行うことでもよいものとする。

附 則

1. この通達は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
2. 局長通達附則 2. に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 6 月 30 日 国自安第 69 号、国自旅第 77 号、国自整第 80 号)

この通達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年11月18日 国自安第158号、国自旅第228号、国自整第221号）

1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
2. 貸切局長通達附則2. に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月14日 国自安第248号、国自旅第375号、国自整第354号）

この通達は、平成29年3月21日から施行する。

(別添)

平成○年○月○日

○○運輸局長 あて

○○○○○バス (株)

代表者

改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

(違反又は事故の再発防止及び安全確保の具体的方策)

1. 具体的な違法行為改善策
2. 違法行為再発防止策
3. 安全総点検の実施
4. 安全マネジメント体制の導入 (見直し)
5. 運行管理体制の見直し
6. 乗務員に対する研修、指導の徹底
7. 安全性向上に向けた革新技術の導入

(生活交通の確保の具体的方策)

8. 生活交通の確保に係る自己の方策
例：輸送力の増強計画
9. 他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

(計画期間その他)

10. 計画期間
11. 計画の実施に当たっての配慮事項

※改善計画書のイメージ